

承認第10号

専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月20日提出

中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、本市所有の公用車により発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

令和5年5月26日

中間市長 福田 浩



記

1 相手方

医療法人新生会 新生会病院

理事長 力丸 伸樹

福岡県北九州市八幡西区下上津役一丁目5番1号

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和4年12月13日(火) 午前10時8分頃

(2) 事故の発生場所

中間市大字垣生2017番地3

社会福祉法人東筑紫会 第2智美園駐車場内

(3) 事故の状況

市職員が介護保険認定調査を行うために訪問した介護老人福祉施設の駐車場に公用車を駐車し、運転席側のドアを開けたところ、強風に煽られ、隣に駐車していた相手方車両の助手席側のドアに接触し、相手方車両のドアが損傷した。

3 損害賠償の額

45,100円

4 和解の趣旨

(1) 市は、本件事故により生じた物件損害につき、上記3の金額を相手方に支払う。

(2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事故に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。